

日本物理教育学会九州支部細則

第1条 本細則は日本物理教育学会九州支部（以下本支部会と呼ぶ）の会務運営に当たり、日本物理教育学会九州支部会則の運用及び実行のために定めるものであり、以下の各章を置く。

第1章 会員及び会費

第2条 本支部会の会員のうち、正会員については会費を徴収しない。

第3条 準会員の入会手続きについては会則の決めるところによる。準会員の会費は当初の間年額2,000円とし、本支部会に納入する。日本物理教育学会の会員となった年度及びそれ以降の年度は納入を免除する。

第4条 賛助会員については会費を年額10,000円とし、本支部会に納入するものとする。

第5条 一度納入された会費は原則として返却しない。

第2章 事務局等

第6条 事務局の設置場所は支部長の定める場所とし、支部理事会で決定の上、支部総会で承認を受ける。（本支部会開設後当面の間、事務局は九州大学基幹教育院（福岡市西区元岡744）に置く。）

第7条 事務局には事務局長、及び事務職員を置くことができる。但しその決定は支部理事会で行うものとし、支部長が委嘱する。

第8条 事務局の業務は庶務及び会計に関する事項、その他、本支部会運営に関する事務事項等全般（支部会の時期と場所などの会員への通知、会誌の発行の編集業務等）を扱うものとする。

第9条 支部内の各県に支部連絡委員を置くことができる。その任務に関しては理事会で決定し、支部長が委嘱するものとする。

第3章 理事及びその選出

第10条 支部の理事は会則で定めたとおりとする。支部長・副支部長及び支部理事は支部理事会を組織し、支部長は支部会務全般を統括する。副支部長は支部長を補佐し、支部理事は支部の業務を分担する。

第11条 各理事の役割分担は以下のようにする。

○庶務理事

- ・会員の入・退会
- ・理事選挙、支部総会、理事会等の準備
- ・規定の制定、及び改廃の起案
- ・そのほかの他の理事の分担に属しない事項

○会計理事

- ・財産の保管・運用
- ・金銭の出納
- ・予算・決算・その他、本支部会の経理に関する事項

○編集・渉外理事

- ・刊行物の編集（執筆者、閲読者の決定等）、印刷等の業務
- ・学術講演会、研究会その他各種イベントの準備等

第12条 本支部会の会員のうち、それぞれの理事の有資格者は自薦、又は他薦により、それぞれの理事に立候補できる。但し事前届け出によるものとする。立候補者の公募は支部総会開催の1か月前とする。

第13条 理事の選出業務は副支部長及び庶務理事が行う。

第4章 支部活動、会誌等

第14条 本支部会は年1回の支部総会（支部主催の物理教育研究大会を含む）を開催するものとする。また適宜研究会やシンポジウムなどを開催する。この担当は庶務理事、及び編集・渉外理事が当たる。

第15条 本支部会は年間適宜支部機関誌を発行するものとする。これは編集・渉外理事が当たることとする。

細則の変更

第16条 本細則の変更は支部理事会の決議により行うことができる。但し支部理事会の理事の3分の2以上の賛成がなくてはならない。また支部総会の承認を得ることとする。

付則

本細則は平成25年12月16日をもって施行する。